

電気最終保障供給約款の変更届出

2024年3月18日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2024年4月1日を実施日とする電気最終保障供給約款^{※1}の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第20条第1項にもとづき、電気最終保障供給約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の届出は、当社エリアのみなし小売電気事業者^{※2}である北陸電力株式会社（以下、北陸電力）が、2024年4月1日から高圧・特別高圧料金メニューの燃料費調整単価の算定諸元を見直すことを踏まえ、最終保障供給料金の同諸元を同様に見直すものです。

1. 主な変更内容

(1) 燃料費調整単価の算定諸元の見直し

最終保障供給料金に適用する燃料費調整単価を、引き続き、北陸電力が標準的な料金メニューに適用する燃料費調整単価と同一とするため、燃料費調整単価の算定諸元を北陸電力の高圧・特別高圧料金メニューにおける同諸元と同一とします。

(2) その他供給条件の見直し

北陸電力の標準的な料金メニューのその他供給条件の見直し等を踏まえ、その他供給条件を見直しました。

2. 実施日

2024年4月1日

以上

※1 電気最終保障供給約款

高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、いずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されないお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款

※2 みなし小売電気事業者

旧一般電気事業者の小売部門を引き継ぐ事業会社

別紙：電気最終保障供給約款の見直し概要

電気最終保障供給約款の見直し概要

1. 燃料費調整単価の算定諸元の見直し

燃料費調整単価の算定諸元の見直し内容は以下のとおりです。

		現 行	見直し後
基準燃料価格 (円/kℓ)		79,300	79,800
換算係数	原油	0.0380	0.0415
	LNG	0.0702	0.0745
	石炭	1.2641	1.2499
基準単価 (円/kWh、税込み)	高圧	0.177	0.157
	特別高圧	0.174	0.154

※国の電気料金の軽減措置（電気・ガス価格激変緩和対策事業）を引き続き適用するため、国に対して特例承認申請を行う予定としております。

2. その他供給条件の主な見直し

(1) 供給停止期間中における日割計算の取扱いの廃止

標準メニュー※において、供給停止期間中にまったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して料金を算定する取扱いを廃止していることを踏まえ、同様に供給停止期間中における日割計算の取扱いを廃止します。

(2) 託送供給等約款の見直し内容の反映

発電側課金の導入に伴い、託送供給等約款において、解約や契約の要件に関する規定等を見直すことから、同見直し内容を電気最終保障供給約款に反映します。

以 上

※北陸電力の定める高圧および特別高圧のお客さま向けの標準的な電気料金メニュー